

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第12条—第21条）

第3章 男女共同参画審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

あけみお、それは朝日に輝く水面、豊穰と発展をもたらす水の道。私たちの名護市は、名護湾、羽地内海、大浦湾と海に開け豊かな自然を有し、豊穰をもたらす「あけみおのまち」として、農業、商業、漁業と多彩な生活圏を形成し、歴史と文化を継承、発展してきた。

この“まち”において、全ての人が人間として性別に関わりなく個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持つことのできる社会の実現は、私たちの切なる願いである。

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、国際婦人年以降の世界的な取組と連動する中で、女性の地位向上に向けた法制度の整備は行われてきた。

名護市では、これまで「名護市男女共同参画計画あい・愛プラン」を策定し、市民への啓発活動や女性フォーラム、女性史展の開催など市民との協働で男女共同参画に関する施策を推進してきた。しかし、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びこの意識に基づく不平等な慣習は、今も根強く残っている。特に、意思決定の場への女性の参画は不十分な状況にあり、男女平等の達成に向けてなお一層の努力が求められる。

名護市においても、少子・高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、集落地域での過疎化等の社会構造の変化があり、現状に的確に対応していくためにも男女が共に支え合う社会基盤の整備は、市政の重要な課題となっている。

ここに、私たち名護市民は、男女が人間としての誇りを持ち一人ひとりの責任において、平和で希望に満ちた活力あるまち、かつ、持続可能な社会の構築を目指すこととする。そのため、市、市民、市民団体、教育関係者及び事業者が一体となって、男女平等を前提とした上で、さらに男女が対等にあらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本的理念を定め、市民、市民団体、教育関係者、事業者（以下「市民等」という。）及び市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつ

て男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、又は市内で働き、学び、その他の活動を行う者をいう。
- (5) 市民団体 市内において活動を行う非営利団体をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手を不快にさせ、若しくは生活環境を害し、又は性的な言動を受けた者の対応に起因して、仕事及び社会生活をする上で一定の不利益を与えることをいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋人間等親密な関係にある男女間において、身体的、性的、心理的又は経済的に苦痛を与える暴力行為をいう。
- (10) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位を背景にしたいじめ、嫌がらせ、強制等の継続的に相手の人格や尊厳を傷つける行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び市民等と相互に連携し、協力するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

4 市は、第10条の人権侵害の事案が発生した場合には、その改善措置を講ずるために、必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を実現するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、その活動において、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性を深く認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動並びに家庭及び地域における活動を両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、男女が平等に能力を発揮できるよう努めなければならない。

(市・市民等の協働)

第9条 市及び市民等は、それぞれの主体的な取組及び協働により男女共同参画を推進するものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第10条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワー・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第11条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報においては、次の各号の表現を行なわないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担を助長し、又は連想させる表現
- (2) 性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策の策定に当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の精神が生かされるよう配慮しなければならない。

(男女共同参画行動計画)

第13条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策についての男女共同参画行動計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第22条に規定する名護市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、男女共同参画行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画行動計画の変更について準用する。
- 6 市長は、男女共同参画行動計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

- 2 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るものとする。
- 3 議会は、その権限により執行機関の附属機関等の委員その他の構成員を選出し、又は推薦するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るものとする。

(農林水産業その他の産業における推進)

第15条 市は、農林水産業その他の産業の分野において、方針の立案、運営及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境整備を行うものとする。

(市民等への啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な広報及び啓発活動を行うものとする。

(市民等の活動への支援)

第17条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要

な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第20条 市民等は、男女共同参画の施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は意見があるときは、その旨を市長に対して書面等により申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて審議会の意見を聴き、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第21条 男女共同参画の推進を図るため、名護市男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の名護市男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置及び権限)

第22条 男女共同参画社会の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため審議会を置く。

2 前項の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている名護市男女共同参画計画あい・愛プラン（平成16年3月策定）は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画行動計画とみなす。